

概要

【計画の性質】

○**医療法**に定める「医療計画」を含むものであり、東京都の保健医療に関し、施策の方向性を明らかにする基本的かつ総合的な計画

【計画期間】

○令和6年度から令和11年度までの**6年間**

【改定の主旨】

○保健医療計画と地域医療構想を一体化させ、疾病・事業ごとの取組の具体化

○地域医療構想における必要病床数の推計を踏まえた基準病床数の設定

○基本理念は現行計画の理念を踏襲、基本目標は「危機管理」の観点を加えて5つの基本目標とする

○令和3年の医療法改正により新たな事業として「新興感染症への対応」に関する事項を追加(5疾病・5事業→5疾病・**6**事業)

参考 疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について（令和5年3月31日厚労省通知 抜粋）

（以下、「第2 医療体制の構築に必要な事項」の「1 目指すべき方向」より抜粋）

行政と医療、障害福祉サービス、介護サービス等の顔の見える連携を推進し、精神保健医療福祉上のニーズを有する方が、その意向やニーズに応じ、切れ目なくこれらのサービスを利用し、安心してその人らしい地域生活を送ることができるよう、地域における多職種・多機関が有機的に連携する体制の構築が必要。具体的には以下のとおり。

- ①平時においては、かかりつけの医療機関に通院し、障害福祉・介護その他サービスを利用しながら、本人の希望に応じた暮らしを支援するとともに、患者の緊急のニーズへの対応においては、入院治療（急性期）へのアクセスに加え、受診前相談や入院外医療（夜間・休日診療、電話対応、在宅での診療、訪問看護等）について、都道府県等が精神科病院、精神科訪問看護を行う訪問看護事業所等と連携しながら必要な体制整備に取り組む
- ②医療計画、障害福祉計画、介護保険事業（支援）計画が相互に緊密に連携し、医療、障害福祉・介護、住まい、就労等の社会参加、地域の助け合い、教育・普及啓発が包括的に確保された体制を整備

検討体制

- 各疾病・事業ごとの検討：各事業の協議会において、地域の実情や都の特性を踏まえた今後の施策を検討
- 保健医療計画推進協議会：各疾病・事業ごとの検討内容を踏まえて議論を行い、保健医療計画改定素案を策定
- 医療審議会：保健医療計画案について諮問・答申

上記を踏まえ、東京都地方精神保健福祉審議会での検討事項は以下で考えている

東京都地方精神保健福祉審議会での検討

1. 第2回審議会において議論いただきたい事項

- ①第8次東京都保健医療計画における精神疾患に係る柱の方向性について
- ②今後の方向性を具体化していくに当たって、個別検討課題も含め、他に考慮すべき事項について

2. 今後のスケジュール（予定）

7月12日	8月18日	8月下旬～9月上旬	10月中	11月中
第2回東京都地方精神保健福祉審議会	第3回東京都地方精神保健福祉審議会	保健医療計画推進協議会改定部会	第4回東京都地方精神保健福祉審議会	保健医療計画推進協議会改定部会
○第8次東京都保健医療計画精神疾患に係る <u>柱の方向性</u> の検討	○第8次保健医療計画精神疾患及び認知症に係る <u>骨子の検討</u>	○各疾病・事業の個別検討 ○計画骨子(案)の検討	○第8次保健医療計画精神疾患及び認知症に係る <u>素案の検討</u>	○計画素案の検討

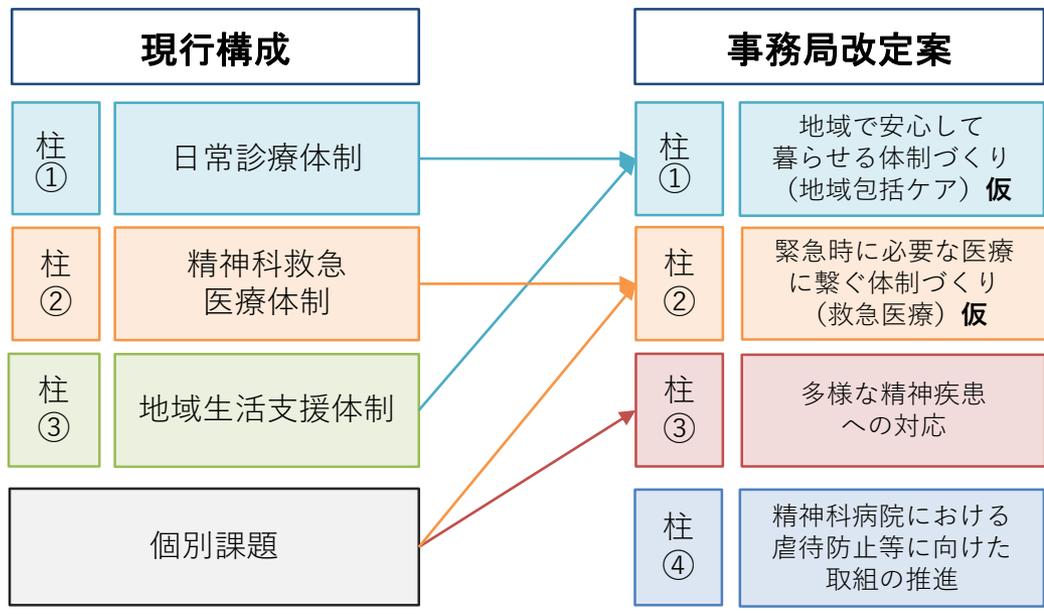
精神疾患に係る三つの柱

○第7次東京都保健医療計画の精神疾患では、以下の構成及び内容を記載

柱①	日常診療体制	地域において、精神疾患患者が病状に応じて早期に適切な治療が受けられるよう、精神科や一般診療科に加え、相談支援機関等の関係機関との連携体制を構築
柱②	精神科救急医療体制	精神疾患の急激な悪化や精神障害者が身体疾患に罹患又は悪化により救急医療が必要になった時、身近な地域で症状に応じた適切な医療の受診が可能
柱③	地域生活支援体制	精神科病院から地域への移行及び定着の取組を推進するとともに、未治療・医療中断者を含め、精神障害者や家族が地域で安心して生活が送れる体制の充実

○柱の方向性の検討にあたり、事務局より改定案を提案

事務局提案



➡ 具体的な記載想定内容については、資料3-2を参照のこと。

(事務局改定案)について

- 柱①は、(現行構成)の柱①(日常診療体制)及び柱③(地域生活支援)を統合し、平時における対応を網羅した柱を想定。
- 柱②は、緊急時における対応とし、案1の柱②(精神科救急医療体制)に加え、災害精神医療への対応も加えた柱を想定。
- 柱③は、個別課題で記載してきた多様な精神疾患を新規柱として設ける想定。
- 柱④は、精神保健福祉法改正や、昨今の患者虐待の事件を踏まえ、虐待防止等の取組推進を新規柱として設ける想定。